

函館市雇用調整助成金等申請費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用の一部を助成する雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金（緊急特定地域特別雇用安定助成金を含む。以下同じ。）

（以下これらを「助成金」という。）の支給申請事務を社会保険労務士に依頼する場合に要する費用について、市が補助することにより、助成金の活用促進を図り、市内事業者の事業活動および雇用の継続を支援することを目的とし、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者の要件)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の3に規定する雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた事業主で、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「対象事業者」という。）とする。

- (1) 助成金の支給決定に係る事業所が市内に所在する法人または個人事業者等であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等（休業等の対象期間については、雇用調整助成金は令和2年1月24日から令和3年2月28日、緊急雇用安定助成金は令和2年2月28日から令和3年2月28日までとする。）により、助成金の支給決定を受けた事業主であること。
- (3) 助成金の支給申請事務を社会保険労務士に依頼し、その費用を支払っていること。
- (4) 次のいずれにも該当しないものであること。

ア 函館市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年函館市条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2条第2

号に規定する暴力団員および同条例第6条に規定する暴力団関係事業者に該当する者

イ 宗教活動または政治活動を目的とする事業を行う者

ウ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた事業主
(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる費用は、助成金の支給申請書類の作成等事務を社会保険労務士へ依頼することにより要した費用（消費税および地方消費税相当額を除いた額とする。）とする。

ただし、対象となる助成金については、新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例措置を受ける場合のみを対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1事業者あたり、40万円を上限とする。ただし、40万円に満たない場合はその額とし、端数が生じた場合は千円未満を切り捨てるものとする。

2 助成金の申請が複数回にわたる場合は、社会保険労務士へ支払った金額の合算額を対象とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、第2条第1項第2号に規定する要件を満たした日の翌日から起算して90日以内に、函館市雇用調整助成金等申請費用補助金交付申請書（別記第1号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、90日を超えてから申請できるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、一部の書類の提出を省略できるものとする。

- (1) 受理された助成金の交付申請書一式の写し
- (2) 助成金の支給決定通知書の写し
- (3) 社会保険労務士へ支払った経費の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定および額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定および額の確定を行い、別記第2号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、前条の額の確定後において交付するものとする。

(決定等の取消しまたは補助金の返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、またはすでに交付した補助金を返還させることができる。

(1) 助成金の不正受給および虚偽の申請ならびにその他不正な行為があったとき。

(2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月7日から施行する。
- 2 要綱施行前に助成金の支給決定を受けている場合に限り、第5条第1項中「第2条第1項第2号に規定する要件を満たした日の翌日から起算して90日以内に」を「速やかに」に読み替える。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月3日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

函館市雇用調整助成金等申請費用補助金交付申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住所
企業名および代表者名
(個人の場合は、氏名)
連絡先TEL

印

函館市雇用調整助成金等申請費用補助金の交付を受けたいので、函館市雇用調整助成金等申請費用補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額等

補助金交付申請額	円 (上限 40 万円)
事業所番号	
労働保険番号	
申請事務を依頼した社会保険労務士の氏名	
雇用調整助成金等助成金支給決定日	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日

2 補助金の振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

(添付書類)

- (1) 雇用調整助成金等の交付申請書一式の写し
- (2) 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- (3) 社会保険労務士へ依頼した助成金支給申請事務に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

別記第2号様式（第6条関係）

函館市雇用調整助成金等申請費用補助金交付決定および額の確定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

令和 年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、
内容審査の結果、次のとおり決定し、補助金の額を確定しましたので、
函館市雇用調整助成金等申請費用補助金交付要綱第6条の規定により
通知します。

記

補助金の額 金 円